

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 19 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530131

研究課題名(和文)「持続可能な発展」法の規範性と実効性

研究課題名(英文) Normativity and Effectiveness of Sustainable development Law

研究代表者

西村 智朗 (NISHIMURA, TOMOAKI)

立命館大学・国際関係学部・教授

研究者番号：70283512

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：「持続可能な発展」は、1980年代に国連を中心に提唱され、環境保全のための重要な法的概念として確立したと言える。他方で、同概念は、環境保全と経済発展を調和させる概念にとどまらず、経済、社会および環境の3つの柱からなる複合的かつ多層的概念へと変化を遂げてきた。

このような前提を踏まえて、国際環境法における「持続可能な発展」概念は、多数国間環境協定のみならず、他の関連協定との調和と調整を図る規範的役割を果たしうると評価することができる。

研究成果の概要(英文)："Sustainable Development", which was proposed in the United Nations in the 1980s, has been established as an important legal concept for global environmental conservation. This concept has played a role in the harmonization between environment and economic development. Meanwhile, that has a versatile character, including economic development, social development and environmental protection. Based on such a premise, "sustainable development" in international environmental law can be given a status as normative role so as to avoid conflict with not only environmental agreements but other international instruments.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：持続可能な発展 気候変動 生物多様性

### 1. 研究開始当初の背景

本研究代表者は、これまで、持続可能な発展(sustainable development)概念と国際環境法の関係に関心を持ち、気候変動条約および京都議定書の立法プロセスや実施メカニズムについて研究を行ってきた。その結果、同概念の基礎となる支柱は、当初経済発展と環境保護の2つと考えられていたが、国連の中で、人間開発の重要性が提起され、特にミレニアム開発目標が提唱された西暦2000年以降、経済発展と社会発展は明確に区分され、これに環境保護を加えた3つの支柱を統合する概念として持続可能な発展を把握するようになったことを明らかにしてきた。他方で、同概念は、開発を希求する国(主として途上国)と環境保護を主張する国(主として先進国)の双方で援用されるため、裁判所の見解も一般的、抽象的にならざるを得ず、その重要性を再認識しつつも、曖昧性を解消できていないことを明らかにした。

このような国際社会の現状を踏まえ、3年間の研究期間で、(1)持続可能な発展概念が有する「統合(Integration)」および「衡平(equity)」理念の規範的意義の検証、および(2)持続可能な発展を実現する多数国間環境協定メカニズムの現状と課題、の2点を明らかにすることを研究計画とする。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、1992年のリオ会議以降、経済、社会、環境の統合理念、ならびに世代間および世代内の衡平理念として展開してきた「持続可能な発展」概念の規範性の到達点について、現代国際法、とりわけ国際環境法の観点から評価することである。

より具体的には、3年間の研究期間で以下の2点を明らかにすることを目的とした。

#### (1) 持続可能な発展概念が有する「統合(Integration)」および「衡平(equity)」理念の規範的意義の検証

持続可能な発展概念が、「経済、社会および環境を統合する概念」であることは、国際判例や学説などから明らかにされてきた。他方でこれら3つの支柱(pillars)を統合することによって導き出される国際環境法上の規範的意義については、必ずしも十分な分析は行われていない。2012年に開催されるUNCSDは、ストックホルム会議(1972年)、リオ会議(1992年)に続く3回目の環境保護を目的とした国連の特別会議であり、両会議で採択された原則宣言を踏まえて、新たな成果文書(法原則宣言)の採択が期待されている。

本研究では、UNCSDで採択が予定されている持続可能な発展に関する原則宣言の準備作業および、会議の成果を詳細に分析し、さらにそれに対する学術的成果を検討することにより、「持続可能な発展」法が有する統合理念の規範性を明らかにする。

また、持続可能な発展概念は、将来世代と

現代世代のニーズを調整する「世代間衡平」の理念と、先進国社会と途上国社会の発展格差を是正する「世代内衡平」の理念を併せ持つと理解されている。リオ会議を契機に採択された気候変動条約と生物多様性条約の両条約制度も、上記理念に基づいて、それぞれの条約目的を実現するための議定書を採択している(京都議定書ならびに、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書および遺伝資源の取得と利益配分に関する名古屋議定書)。しかしながら、これらの条約制度が途上国の当該目的の環境保全を実現しつつ、構造的な貧困を解消させ、持続可能な発展を実現するための制度になっているかについては、十分な検証が行われていない。

したがって、2つの条約上の法制度(実体規定および遵守メカニズムなどの遵守手続)が持続可能な発展の実現にとってどの程度実効性を有しているかについて明確にする必要がある。特にこれらの条約制度は、研究期間中に締約国会議において、大きな制度改革が行われる予定であるため、各国国内法への影響を含めた総合的な検討が不可欠である。

#### (2) 持続可能な発展を実現する多数国間環境協定の現状と課題

持続可能な発展概念は、その多義性・複合性から、環境問題だけでなく、国際経済(例えばWTO協定)や開発協力(例えばミレニアム開発目標)の領域でも積極的に援用されている。しかしながら、異なるレジーム間の法的整合性や相互関連性について、個別の課題についての研究は行われているが、「持続可能な発展」の実現という観点からの包括的な検討はまだ十分行われているとは言えない。

このような現状を踏まえて、京都議定書およびポスト京都議定書(議定書の延長および改正を含む)における京都メカニズム、ならびに名古屋議定書における遺伝資源の取得および利益配分制度を素材として、各々が目的としている「持続可能性(sustainability)」の実践的な機能と課題について検討する。その上で、多数国間環境協定の相互調整機能や他の国際レジームとの相互関連性/抵触可能性について、学説だけでなく、条約事務局を通じた締約国会議の実行および国際判例を踏まえて分析する。

### 3. 研究の方法

本研究目的を達成するために、(A)理論分析と(B)実務評価の2つの側面からアプローチをはかった。(A)については、「持続可能な発展」概念を含む国際文書の起草過程を分析し、従前の国際条約や国際機関報告書と比較することにより、同概念が有する統合(Integration)理念および衡平(equity)理念の発展プロセスを分析した。(B)については、2012年に開催される「持続可能な発展に関する国

際連合会議 (UNCSD)」ならびに気候変動条約締約国会議および生物多様性条約締約国会議に出席し、実務担当者、研究者、NGO関係者の協力を仰ぎながら、そこで展開される持続可能な発展の実現に向けた法制度の実効性と課題について検討した。残念ながら、当初予定していた UNCSD への参加は実現できなかったため、リオ+20 国内準備委員会の会合にほぼ毎回出席し、参加者の意見や実務担当者からの報告を聴講して、同会議の現状分析や課題の把握を行った。

気候変動条約および生物多様性条約の2つの条約レジーム (京都議定書およびポスト京都レジーム、ならびにバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書および遺伝資源の取得と利益配分 (以下 ABS) に関する名古屋議定書を含む。) をはじめとする多数国間環境条約の実施メカニズムを検討対象として、締約国会議に参加し、条約間の相互作用について検討した。

これらの検討を通じて、「持続可能な発展」概念が持つ国際法制度上の規範的意義と実効性について検討を行った。

#### 4. 研究成果

気候変動条約および京都議定書、ならびに生物多様性条約および名古屋議定書 (補足的にカルタヘナ議定書を含む。) の締約国会議での議論状況の分析から、持続可能な発展概念が、多数国間環境協定に及ぼす影響について、その相互調整機能を確認することができた。また生物多様性条約レジームにおいて、他の多数国間環境協定やその他の国際機関の作業との間に、国際法上の欠缺や重複を避けるための新たな試みを評価することができた。これらについては、台湾 (台北市)、ロシア (クラスノヤルスク市)、韓国 (ソウル市) で各地の学会や大学が開催するシンポジウムで報告を行い、現地の研究者と知見を交換することができた。

加えて、いわゆる「相互支援 (mutual supportiveness) 原則」の導入により、WTO 協定等の国際経済法との抵触回避に一定の規範的役割を果たしていることを明らかにすることができた。この作業は特に持続可能な発展概念の「統合」理念を積極的に評価することにつながる。この研究成果については、国際法学会で報告を行い、ここでこの問題の重要性を確認した国際法研究者と研究グループを結成し、名古屋議定書と京都議定書 (ポスト京都の交渉を含む。) の相互比較を行うことによって、国際人権法や国際経済法 (知的財産権を含む。) の分野との相互連関についてさらに詳細な研究を継続させることになった。

UNCSD における国連の制度的変革の分野については、国連環境計画 (UNEP) の改革が現在進行中であるため、今後の成果に留意する必要がある、今後も研究を継続させていきたい。

結果として、持続可能な発展概念における国際法上の規範性についての論証に一定の成果を見ることができた。もっとも、同概念が内包する衡平理念については、世代内衡平はもちろん、世代間衡平についても、今後さらに検討が必要であると考えられる。

加えて、同概念の実効性については、UNCSD での持続可能な発展に関する制度的改革が、主として先進国の消極的態度により、不調に終わったことからわかるように、概念の規範性の確立と比較して、十分な実効性を担保していないという結論を得た。また、国際機関や多数国間環境協定の締約国会議での議論もまだ不十分であり、これらレジーム間の協働の可能性を含めた国際的な実行が不可欠であると考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者および連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

西村智朗、多数国間環境協定の重複と調整 - 名古屋議定書を素材として -、日本民主法律家協会『法と民主主義』、480号、査読無、2013年、64-67

西村智朗、生物多様性の権利性 (横浜地判平成23・3・31)、『平成23年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊)』、1440号、査読無、2012年、303-304

西村智朗、WTO と持続可能な発展、名古屋大学『法政論集』、245号、査読無、2012年、1-35

西村智朗、現代国際法と持続可能な発展概念、松田竹男他編『現代国際法の思想と構造 (松井芳郎先生古稀記念論文集)』、東信堂、査読無、2011年、27-51

[学会発表] (計4件)

西村智朗、Nagoya Protocol : Unfinished Agreement (名古屋議定書の未解決問題)、Japan-Korea Conference on the Nagoya Protocol、2013年12月2日、高麗大学校 (ソウル市)

西村智朗、遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書と他の国際文書との相互連関、国際法学会2013年度研究大会、2013年10月12日、静岡県コンベンションアーツセンター (静岡市)

西村智朗、Fundamental Scheme on Kyoto Protocol (京都議定書の基本スキーム)、地球気候変動をめぐる露日シンポジウム、2013年9月5日、シベリア連邦大学 (クラスノヤルスク市)

西村智朗、Outcome of Durban Conference

(COP17) and its Issues in International Law、台灣國際法學會第二屆「氣候變遷與國際環境法」研討會、2012年10月27日、国立台湾大学(台北市)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

西村 智朗 (NISHIMURA Tomoaki)  
立命館大学・国際関係学部・教授  
研究者番号：70283512